

8 都薬会発第 98 号

令和 8 年 6 月 6 日

地区薬剤師会 会長 殿

実務実習エリア責任者・担当者 殿

公益社団法人東京都薬剤師会

会長 高橋 正 夫

薬局実務実習における

ハラスメント防止に関する指針並びにチェックリストの活用をお願い

平素より本会会務に格別のご高配ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、2022 年に労働施策総合推進法にてパワーハラスメント防止が義務化され、薬局や病院施設内等においてもハラスメントのない環境整備が求められています。そのような中で、本会では、各エリアから寄せられるハラスメントに関する相談や対応に苦慮されている事例について多角的な視点で検討し、実務実習がより適切な環境の中で行われるよう「実務実習におけるハラスメント防止対策ワーキンググループ」（以下、WG）を昨年立ち上げ、活動を開始しました。

本 WG は、このたび、本会会員の先生方をはじめとする実務実習に携わる全ての方とハラスメントに対する認識を共有し、実習環境内でハラスメントが起こらないように、また、万が一起こってしまった時の一助となるよう、「薬局実務実習におけるハラスメント防止に関する指針」（別紙 1）を作成いたしました。また、実務実習の開始前や実習期間中など必要に応じていつでも確認いただけるよう「実務実習におけるハラスメント防止のためのチェックリスト」（別紙 2）を作成いたしましたので、ご活用くださいますようお願いいたします。

つきましては、会務ご繁多の折大変恐縮に存じますが、貴会会員の先生方にご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

薬局実務実習におけるハラスメント防止に関する指針

1 目的

本指針は、薬局実務実習におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント及びその他のハラスメント(以下、「ハラスメント」という。)を防止するために指導薬剤師等が遵守すべき事項を定めることを目的とする。なお、本指針にいう指導薬剤師等とは、認定実務実習指導薬剤師だけではなく、指導に携わる者を全て含む。

2 理念

薬局実務実習においては、実習する薬学生(以下、「実習生」という。)の成長に必要な指導を適切に行うことが求められる一方、適正な指導の範囲を逸脱した過度な言動等はハラスメントにつながり得る。本指針は、この両者を明確に区別し、指導薬剤師等と実習生が健全な信頼関係を築きながら、安心して学修できる実習環境を確保することを理念とする。

3 本指針における用語の定義

- (1) パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景に、実務実習上の必要かつ相当な範囲を超えた言動により、実習生に身体的、精神的苦痛を与えたり、その環境を害する行為をいう。なお、客観的にみて、実習上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、実務実習におけるハラスメントには該当しない。
- (2) セクシュアルハラスメントとは、性的な言動により実習生に不快感、屈辱感、心理的負担等を与え、実習環境を害する行為をいう。これには、実習生の性的指向又は性自認の如何を問わず、異性、同性を対象とした一切の不適切な言動を含む。
- (3) アカデミックハラスメントとは、薬局実務実習において、指導薬剤師等が実習生に対し、権力を利用して行う嫌がらせ、または、研究教育に関わる優位な力関係のもとで行われる理不尽な行為をいう。
- (4) その他のハラスメントとは、上記(1)、(2)及び(3)以外で、実習生の尊厳を損ない、心理的負担や不利益を与える一切の不適切な言動をいう。これには、教育的立場を利用した不当な扱い、過度な干渉や不必要な私的関与等を含む。
- (5) 実習環境とは、指導薬剤師等の指導の下で実習生が薬剤師業務を実践する一切の場をいう。これは実習施設内に限らず、実習の一環として訪問する施設外の場所も含まれる。また、実習時間内のみならず、実質的に実務実習の延長とみなされる時間帯も含む。
- (6) 実習施設とは、薬局実務実習の実習生を受け入れる薬局等の施設をいい、実習施設の管理者とは、同実習施設及び指導薬剤師等を管理する者をいう。

4 禁止行為

- (1) 指導薬剤師等は、実習生を実習施設の一員として認め、実習環境における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、実習環境内において次の(2)から(6)号に掲げる行為をしてはならない。また、指導薬剤師等の間でも、実習生の前において、互いを非難・中傷し又は威圧的な態度を示すなど、実習生に不安、萎縮、

又は心理的負担を与える言動をしてはならない。これは指導薬剤師等の間の対立や不適切なやり取りが実習生に精神的な苦痛を与えたり、実習環境を害するおそれのある行為を含む。

(2) パワーハラスメント(3項(1)の要件を満たした以下のような行為)

① 殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃

② 人格を否定するような言動をするなどの精神的な攻撃

ア 過度な叱責や威圧的態度

(例)実習生の質問に対し「そんなことも分からないのか。」と強い口調で叱責する等

イ 評価を盾にした不当な要求

(例)「この作業をやらないと評価を下げる。」と脅すような発言等

ウ 不利益を示唆する言動

(例)実習生が意見を述べた際に「そんな態度だと単位を落とすことになる。」と告げる等

③ 自身の意に沿わない実習生に対して、業務を外し、長期間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し

ア 孤立化の強要

(例)実習生を他の実習生や指導薬剤師等との交流から意図的に外し、実習機会を制限する等

④ 肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、実習に直接関係ない作業を命じるなどの過度な要求

ア 不必要な雑務の押し付け

(例)学習目的と関係のない私的な用事(買い物や掃除、食事等)を実習生に命じる等

イ 業務遂行上の拒絶を困難にする行為

(例)実習生が指導薬剤師等の指示に従わざるを得ない状況で、教育目的を逸脱した過度な業務を課す等

⑤ 実習生の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報について本人の了解を得ずに他の実習生や指導薬剤師等に暴露するなどの個の侵害

ア プライベートへの過度な干渉

(例)実習生の私生活や交友関係について執拗に質問する等

(3) セクシュアルハラスメント(3項(2)の要件を満たした以下のような行為)

① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言やうわさの流布

② わいせつ図画の閲覧、配付、掲示

③ 不必要な身体への接触

④ 性的な言動により、実習生の実習意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

⑤ 交際・性的関係、またはこれに繋がる行為の強要

⑥ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った実習生に対する不当な評価等の不利益を与える行為

⑦ その他、実習生に不快感を与える性的な言動

(4) アカデミックハラスメント(3項(3)の要件を満たした以下のような行為)

① 「実習を中止にする」や「単位を与えない」などの安易な発言

② 指導義務の放棄、指導上の差別(実習指導を怠る、実習生を差別的に扱う等)などにより

学修活動を直接的・間接的に妨害すること

③ 不適切な環境下での指導の強制(時間外に指導を行う、人の目が行き届かない状況で個人指導を行う等)

(5) その他のハラスメント(3項(4)の要件を満たした以下のような行為)

① 道徳や倫理に反する常識を超えた嫌がらせ行為やいじめ等(モラルハラスメント)

② LINE、X、インスタグラム等のソーシャルメディアを利用した嫌がらせ行為等(ソーシャル・ハラスメント)

(6) 実習生がハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する指導薬剤師等の行為

5 実習施設における各自の責務

(1) 実習施設の管理者の責務

実習施設の管理者は、実務実習におけるハラスメントを行ってはならないこと、その他実習におけるハラスメントに起因する問題に対する指導薬剤師等の関心と理解を深めるとともに、実習生に対する言動に必要な注意を払うよう、研修の実施その他の必要な配慮をするように努めなければならない。また、自らもハラスメント問題に対する関心と理解を深め、実習生に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならない。

(2) 指導薬剤師等の責務

指導薬剤師等は、ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、実習生に対する言動に必要な注意を払うとともに、実習施設の管理者の講ずる措置に協力するように努めなければならない。

6 管理者や指導薬剤師等がハラスメントに関し講ずべき措置の内容

(1) 方針の明示

実習生に対するハラスメントや不当な扱いを禁止する旨を、就業規則や研修資料に明記する。実習開始時に説明を行い、理解を徹底する。

(2) 相談体制の整備

実習生が安心して相談できる窓口を設置する。地区薬剤師会等の機関の利用も可能とし、相談者の不利益防止を徹底する。

(3) 迅速かつ適切な対応

苦情や相談が寄せられた場合は速やかに事実確認を行う。必要に応じて指導薬剤師等の配置換えや指導方法の改善を実施する。

(4) 教育・研修の実施

指導薬剤師等に対し、優越的関係を背景とした言動の問題点を周知する。研修会等で実習生への適切な指導方法を徹底する。

(5) 再発防止策

ハラスメントの事案発生後は原因を分析し、再発防止のための対策を講じる。

(以上)

附則 本指針は令和〇年〇月〇日より実施する。

※ なお、上記指針を踏まえ、各実習施設が留意すべき事項について、別添のチェックリストを用いて自己点検を行い、改善を図ることとする。

※ 実習内容については公益社団法人東京都薬剤師会作成の「薬局実務実習受入れに関するQ&A」も参照すること。

※ 参考文献：

- ・職場におけるハラスメントの防止に関する規定(例) (厚生労働省)
- ・臨床における実務実習に関する ガイドライン ～薬学教育モデル・コア・カリキュラム(令和4年度改訂版) 対応～
- ・公益社団法人日本薬剤師会作成 「実務実習におけるハラスメントへの対応 (令和6年度改訂版)」

薬局実務実習における ハラスメント防止のためのチェックリスト

当該チェックリストは、指導に携わる全ての者（以下、「指導薬剤師等」という。）が薬局実務実習の開始前、実習期間中に確認を行い、実習生が安心して学び、薬剤師としての資質・能力を着実に成長させるための実習環境を維持するために用いることとする。

1. 指導の方法

- ☐ 指導薬剤師等は実習生に対し、人格を尊重した言動を行っている
- ☐ 指導内容は教育目的に沿っており、過度な叱責や威圧的態度がない
- ☐ 実習生の意見や質問を受け止める姿勢がある

2. 実習環境

- ☐ 実習生に教育目的外の不必要な雑務や私的な用事を押し付けていない
- ☐ 実習生が孤立しないよう配慮している
- ☐ 実習生の実習時間・休憩が適切に確保されている
- ☐ 実習生に実習時間外の業務を強要していない
- ☐ 指導薬剤師等の間での不適切なやり取り、誹謗中傷を行っていない
- ☐ 定期的に実習環境を点検し、実習生の能力が向上する環境を考えている

3. 相談・対応

- ☐ 実習生からの相談や苦情に迅速に対応できるようにしている
- ☐ 実習生やハラスメントを報告した者が不利益を受けないよう配慮している
- ☐ ハラスメント事案発生時には、地区の薬剤師会等に相談し、原因分析と再発防止策を講じている
- ☐ 実習生にも相談窓口や対応方法を周知している

4. 教育・研修

- ☐ 指導薬剤師等に対して、「薬局実務実習におけるハラスメント防止に関する指針」を明示し、本チェックリストを活用している
- ☐ 研修会等に参加あるいは研修会等を開催し、実習生への適切な指導方法を徹底している
- ☐ 実習開始前に実習生とともにハラスメント防止リーフレットの内容を確認している

実務実習におけるハラスメント相談窓口

東京都薬剤師会
実務実習におけるハラスメント
防止対策ワーキンググループ
TEL 03-3294-0096
(事務局 職能対策課)

地区薬剤師会
ハラスメント相談窓口
TEL